

着 眼 点	関 係 法 令
<p>1 財政援助団体監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。</p> <p>ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。</p> <p>エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>オ 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。</p> <p>カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。</p> <p>ク 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。</p> <p>ケ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</p> <p>コ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>サ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p> <p>シ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。</p> <p>(2) 団体関係</p> <p>ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。</p> <p>キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。</p> <p>ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</p> <p>ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。</p> <p>コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。</p> <p>サ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</p> <p>2 出資団体監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。</p>	<p>法199⑦ 憲法89 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3 法232の2 法221②③</p> <p>法232の2</p> <p>法232の3 法221②</p> <p>法221②③ 令152</p> <p>法199⑦ 令140の7①②</p>

財政援助団体等監査の着眼点

<p>イ 出資金等の支出手続は適正か。 ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。 カ 地方独立行政法人について、中期目標等による目標管理、中期計画及び各事業年度に係る業務の実績評価は適切に行われているか。 キ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。 ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。また、職員が派遣先で行う業務は、法に定めるものであるか。 ケ 有価証券の保管は良好か。</p>	<p>地方独立行政法人法 25～30</p> <p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律6 会社法、振替法</p>
<p>(2) 団体関係</p> <p>ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 オ 経営成績及び財政状態は良好か。 カ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。 キ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。 コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。 シ 団体が一般財団法人となっている場合に、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。</p> <p>ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。 セ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）119①②</p>
<p>3 信託の受託者監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 信託の受託者の選定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>イ 信託の設定について、議会の議決を経ているか。（地方公営企業の業務に関する信託を除く。） ウ 信託の契約は、適正に行われているか。（「財務事務監査</p>	<p>法199⑦ 令140の7③</p> <p>法234 信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律1①</p> <p>法96①、237③ 公企法40① 法234</p>

財政援助団体等監査の着眼点

<p>の着眼点」の「6 契約事務」を準用する。）</p> <p>エ 契約書には、必要事項が適正に記載されているか。また、契約書上受託者との間で将来の負担関係が明確となっているか。 その内容は市側に著しく不利な契約内容となっていないか。</p> <p>オ 信託契約に定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類が議会に提出されているか。</p> <p>カ 信託の受益権は、財産台帳に登録され、決算書類のうち「財産に関する調書」に適正に表示されているか。 また、受益権証書は確実に保管されているか。（「財務事務監査の着眼点」の「7 財産管理事務」を準用する。）</p> <p>キ 信託配当は、適正に収入されているか。（「財務事務監査の着眼点」の「2 収入事務」を準用する。）</p> <p>ク 信託報酬の算定方法は、受託者の経営努力を促すものとなっているか。</p> <p>ケ 事業活動は、受託者の責任、負担のもとに行われるよう指導しているか。</p> <p>コ 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、その他一定の場合の契約の解除（解除権の行使）に当たっては、事前に十分な検討が行われているか。</p> <p>サ 信託した土地又は信託した土地に建設した建物その他の一部を市が賃借した等の場合は、適正な対価を予算に計上のうえ、信託の受託者に支払われているか。</p> <p>シ 信託の受益権の取得又は処分（予定価格〔適正な見積価格〕が条例で定める金額以上のとき）に当たっては、議会の議決を経ているか。また、地方公営企業においては、予算で定められているか。</p> <p>ス 公営企業においては、減価償却費を考慮した上で信託事業の業績等を把握しているか。</p> <p>セ 信託財産の運営状況等を十分把握し、信託契約に定められた条項の違反や履行遅延等に対し必要な措置が講じられているか。</p> <p>ソ 当初の事業計画に変更はないか。また、経済情勢によって信託配当の見込みが変わった場合の措置は十分講じられているか。</p> <p>タ 信託事業の継続、また事業計画の変更や契約の解除等の判断について記録され、責任の所在が明確になっているか。</p> <p>チ 信託の終了（契約の解除、信託期間の満了等）のとき、信託の最終計算、現況及び運用状況の報告、信託財産の引渡し等は適正に行われているか。</p> <p>ツ 信託の終了に伴う信託登記の抹消及び土地・建物所有権移転登記は、行われているか。 また、受益権証書は返還されているか。</p>	<p>法243の3③ 令173②</p> <p>法238①、233 令166②③ 則16の2 公企法30 公企令23 公企則48、49 法231、231の3 令154</p> <p>法238の5⑧</p> <p>法210</p> <p>法96① 令121の2② 公企法33② 公企令26の3</p> <p>法221③ 令152 信託法27～29、31、40②</p> <p>法238の5⑧ 信託法56～59、61、65</p>
<p>(2) 受託者関係</p> <p>ア 信託財産は、受託者の固有財産及びその他の信託財産と分別して管理されているか。</p> <p>イ 信託財産の管理運営は、受託者の責任、負担で行われているか。</p> <p>ウ 信託契約に定める報酬以外の利益は享受していないか。</p> <p>エ 信託契約に定める計算期ごとの事業の計画（事業計画、予算等）及び実績に関する書類（収支計算、信託財産の現況、運営状況等あるいは損益計算書、賃借対照表、実績報告書</p>	<p>信託法22、34</p> <p>信託法8 信託法37 信託業法27 信託業法施行規則37</p>

財政援助団体等監査の着眼点

<p>等)は、関係法令等に準拠し適正に作成及び記帳され、関係諸帳簿と符合し正確であるか。</p> <p>オ 信託契約に基づく委託者との協議、通知、報告等の義務は、確実に履行されているか。</p> <p>カ 信託された土地の所有権移転登記及び信託登記は行われているか。また、受益権証書は委託者に交付されているか。</p> <p>キ 信託財産に係る売買、賃貸借、請負その他の各種契約は、地方自治法に基づく契約方法に準じ適正、公正に行われているか。</p> <p>ク 信託建物について、表示登記、所有権保存登記及び信託登記は行われているか。</p> <p>ケ 信託不動産について、善良なる管理者の注意をもって、適切な修繕、保存、改良等が行われているか。また、損害保険は付されているか。</p> <p>コ 信託の収益から、賃貸信託不動産の大規模な修繕、保存及び改良の費用に充てるための資金、敷金の返還その他に充てるための資金(準備金又は積立金)を留保している場合は、その額は適切か。</p> <p>サ 信託土地の造成、信託建物の建設等その他信託の事務処理に必要な資金の借入れは、低利資金を活用し、償還は計画どおり行われているか。 また、資金計画は妥当なものであるか。</p> <p>シ 信託財産の管理等により得た金銭の運用は、確実かつ有利な方法で行われているか。</p> <p>ス 信託土地の造成又は信託建物の建設等の工事費は、妥当なものであるか。</p> <p>セ 賃貸型信託不動産の賃貸に当たっては、賃貸料その他賃貸条件の設定及び賃借人の募集、選定方法等は適正か。</p> <p>ソ 賃借人の入居率の向上と適切な価格維持に努め、収入確保が図られているか。</p> <p>タ 処分型信託不動産の分譲に当たっては、分譲価格その他分譲条件の設定及び購入者の募集、選定方法等は適正か。また、分譲の促進と適切な価格設定に努め、収入確保が図られているか。</p> <p>チ 処分型信託不動産の売却代金は、信託土地の造成工事、信託建物の建設工事の請負代金等の支払い又は借入金の返済に充当されているか。</p> <p>ツ 信託の元本(信託不動産及びその売却代金、信託不動産の賃貸に伴い受け入れた敷金等、借入金、その他これらに準ずる資金及び債務)は、確実に諸帳簿に記帳されているか。</p> <p>テ 信託の収益(信託不動産の賃貸から生じる賃貸料、信託財産に属する金銭の運用から生じる利益、その他これらに準ずる収益)は、確実に諸帳簿に記帳されているか。 また、未収金の回収に注力し、必要に応じ法的措置がとられているか。</p> <p>ト 信託の費用(公租公課及び登記費用、設計・監理費用、造成工事・建設工事等請負代金、借入金・敷金等の返済金及び利息、広告宣伝費用、その他信託事務の処理に必要な費用)は、確実に諸帳簿に記帳されているか。また、管理委託料は、共益費等の信託収入に見合ったものとなっているか。 なおかつ、費用を繰延べる(繰延資産)など、後年度に負担を残す会計処理が行われていないか。</p> <p>ナ 信託報酬は、契約書に定められた算式による金額であるか。</p>	<p>(参考)昭和61. 5. 20 参院地行委附帯決議(2) 信託法3</p> <p>信託法29</p>
--	---

財政援助団体等監査の着眼点

<p>ニ 信託配当は適正に計算され、その納付は委託者の発行する納入通知書により、期日までに納付されているか。</p> <p>ヌ 信託財産に関する調査及び報告の結果に基づく是正又は改善の指示に対し、速やかに必要な措置を講じているか。</p> <p>ネ 信託の終了（契約の解除、信託期間の満了等）のとき、信託の最終計算、現況及び運用状況の報告、信託財産の引渡し等は適正に行われているか。</p> <p>ノ 信託の終了に伴う信託登記の抹消及び土地・建物の所有権移転登記は行われているか。また、受益権証書は返還を受けているか。</p>	<p>法221③ 令152</p> <p>法238の5⑧ 信託法56～59、61、65</p>
<p>4 公の施設の指定管理者監査</p>	<p>法199⑦</p>
<p>(1) 所管部局関係</p>	
<p>ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。</p>	<p>法244の2③</p>
<p>(ア) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。</p>	<p>法244の2④</p>
<p>(イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手續は適正かつ迅速に行われているか。</p>	<p>法244の2⑧⑨</p>
<p>(ウ) 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その委託の手續がされ、告示とともに納入義務者の見やすい方法により公表されているか。</p>	<p>令158①②</p>
<p>(エ) 指定管理者が共同事業体の場合、共同事業体協定書を確認しているか。また、代表者の権限や構成員の役割分担及び責任分担等は明確になっているか。</p>	
<p>(オ) 自主事業の承認は適切か。</p>	<p>法244の2④⑩</p>
<p>イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p>	<p>法244の2③④⑤⑥</p>
<p>(ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。</p>	
<p>(イ) 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。（条例等で義務づけられている場合）</p>	
<p>(ウ) その他指定の手續は条例等に基づき適正に行われているか。</p>	
<p>(エ) 公募を行わないで指定管理者を選定した場合、その選定理由は適切か。</p>	<p>法244の2③④⑤⑥</p>
<p>(オ) 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。</p>	
<p>ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。（「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務（2）」を準用する。）</p>	<p>法234</p>
<p>エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p>	
<p>(ア) 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。</p>	
<p>(イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。</p>	
<p>(ウ) 区分経理を明記しているか。</p>	
<p>(エ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。</p>	<p>法244の2④</p>
<p>(オ) 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。</p>	
<p>(カ) 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。</p>	<p>法244の2④</p>
<p>(キ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。</p>	<p>法244の2④</p>

財政援助団体等監査の着眼点

<p>オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。（「財務事務監査の着眼点」の「5 支出事務（１）（７）」を準用する。）</p> <p>カ 事業報告書の点検は適切になされているか。（「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務（３）」を準用する。）</p> <p>キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</p> <p>ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な、管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。</p> <p>コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。</p> <p>サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。</p>	<p>令161～165の2</p> <p>法234の2、244の2⑦ 令167の15 法244の2⑩⑪</p> <p>法234の2① 令167の15① 法244の2③</p>
<p>(2) 指定管理者関係</p> <p>ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。</p> <p>(ア) 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</p> <p>(イ) 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。</p> <p>(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。</p> <p>(ロ) 管理に関する経費は指定管理者の他の経費と区分されて会計されているか。また、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。</p> <p>(ロ) 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。</p> <p>(ハ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。</p> <p>(ハ) 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）</p> <p>(ニ) 使用料を市の収入とする場合、市への納付は適切に行われているか。</p> <p>(ヒ) 経費節減は図られているか。</p> <p>(ヒ) 住民の平等利用は確保されているか。</p> <p>(ヘ) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。</p> <p>(セ) 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。</p> <p>(セ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。</p> <p>(ス) 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。</p> <p>ウ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。</p>	<p>民法644</p> <p>法244の2⑦</p> <p>法244③</p> <p>法244の2④ 法244の2④</p>

財政援助団体等監査の着眼点

<p>(ア) 運営の役割、責任分担、リスク分担等が適切に行われているか。</p> <p>(イ) 構成員間での情報交換、ノウハウの相互活用、意思決定が適切かつ効率的に行われているか。</p> <p>(ウ) 共同事業体名義による指定管理に係る資金専用口座を開設しているか。</p> <p>エ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>(ア) 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。</p> <p>(イ) 利用料金の収納は適正に行われているか。</p> <p>(ウ) 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。</p> <p>(エ) 利用料金を減免している場合、その手続きは適正に行われているか。</p> <p>(オ) 地方公共団体に納付金を納めることになっている場合、納付時期、納付金額及びその計算根拠は適正か。</p> <p>オ 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。</p> <p>カ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続きは適正に行われているか。</p> <p>キ 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取組はなされているか。</p> <p>ク 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>ケ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。</p> <p>また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>コ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。</p> <p>また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。</p> <p>サ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。</p> <p>シ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。</p> <p>ス 指定管理者が財政援助団体又は出資団体である場合は、「財政援助団体等監査の着眼点」の「1 財政援助団体監査(2)」又は「2 出資団体監査(2)」をそれぞれ準用する。</p>	<p>法244の2⑨</p> <p>令158③</p> <p>法244の2⑩</p> <p>地方財務実務提要 七四四一頁</p>
--	--